

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 一時保護施設は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために

必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所児童の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

6 一時保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図るよう努めるものとする。

(設備)

第三条 一時保護施設は、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 児童三十人以上を入所させる一時保護施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の要件)

第四条 一時保護施設の職員は、健全な心身を有し、かつ、豊かな人間性及び倫理を備えるとともに、児童の福祉の増進に熱意のある者であつて、児童の福祉に関する知識及び技能を修得したものでなければならぬ。

(職員の知識及び技能の向上等)

第五条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、入所児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第六条 一時保護施設には、規則で定める員数の児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下

同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員（心理療法を行う職員をいう。以下同じ。）、個別対応職員（個別的な配慮が必要な児童に対応する職員をいう。以下同じ。）、学習指導員（児童の学習指導を行う者をいう。以下同じ。）、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（夜間の職員の配置）

第七条 一時保護施設には、夜間、規則で定める員数の職員を置かなければならない。

（管理者及び指導教育担当職員）

第八条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

(児童指導員の資格)

第九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設（規則で定めるところにより知事が指定するものに限る。）を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学（以下「社会福祉学等」という。以下同じ。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適當と認められたもの

(心理療法担当職員の資格)

第十条 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第十一条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び同条に規定する学齢生徒を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(社会福祉施設を併置するときの設備及び職員)

第十二条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（差別的取扱いの禁止）

第十三条 一時保護施設は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十四条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

い。

(児童の権利の制限)

第十五条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十六条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十七条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で

これを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（非常災害対策）

- 第十八条 一時保護施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所児童の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 一時保護施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所児童等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

- 3 一時保護施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 一時保護施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十九条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時における入所児童に対する支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（安全計画の策定等）

第二十条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職

員、児童等に対する一時保護施設における生活（当該一時保護施設外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第二十一条 一時保護施設は、児童の当該一時保護施設外での活動及び取組のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、規則で定めるところにより、児童の所在を確認しなければならない。

（食事）

第二十二條 一時保護施設は、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第十二條第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

（健康管理）

第二十三條 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第二十四條 一時保護施設は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

(養護の原則)

第二十五条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援等の原則)

第二十六条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を

勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（虐待等の禁止）

第二十七条 一時保護施設の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第二十八条 一時保護施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十九条 知事は、入所児童又はその保護者等からの苦情に適切かつ迅速に対応するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、苦情の解決を図るため、当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。
(規則への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、一時保護施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和六年内閣府令第二十七号)附則第二条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十一条の

規定を準用することとされる一時保護施設に係る設備であつて、この条例の施行の際現に一時保護施設の利用に供されているものについては、第三条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第三十六条の規定の例による。

（職員の員数に関する経過措置）

3 一時保護施設の職員の員数については、第六条に規定する基準を満たした日又は令和八年三月三十一日のいずれか早い日までの間、同条の規定は適用せず、児童福祉施設基準条例の規定（児童養護施設に係る部分に限る。）の例による。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

4 令和八年三月三十一日までの間は、第八条第三項の規定にかかわらず、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が相当と認めた者とすることができる。

—